

第百六十八回国会 参議院 外交防衛委員会 會議録第六号

平成十九年十一月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十一日

辞任

喜納 昌吉君

補欠選任

谷岡 郁子君

出席者は左のとおり。

委員長

北澤 俊美君

理事

浅尾慶一郎君

犬塚 直史君

藤田 幸久君

佐藤 昭郎君

山本 一太君

委員

佐藤 公治君

谷岡 郁子君

徳永 久志君

白 眞勲君

牧山ひろえ君

柳田 稔君

秋元 司君

浅野 勝人君

木村 仁君

小池 正勝君

浜田 昌良君

井上 哲士君

山内 徳信君

浅尾慶一郎君

犬塚 直史君

白 眞勲君

柳田 稔君

佐藤 公治君

委員以外の議員

発議者

事務局側

常任委員会専門員

堀田 光明君

本日の会議に付した案件

○イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(浅尾慶一郎君外五名発議)

○委員長(北澤俊美君) ただいまから外交防衛委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。昨日、喜納昌吉君が委員を辞任され、その補欠として谷岡郁子君が選任されました。

○委員長(北澤俊美君) イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案を議題といたします。

発議者浅尾慶一郎君から趣旨説明を聴取いたします。浅尾慶一郎君。

○浅尾慶一郎君 イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案趣旨説明。

私は、民主党・新緑風会・日本の提出者を代表して、ただいま議題となりましたイラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案趣旨説明。

全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案について、その提案の趣旨を御説明いたします。

民主党は、イラク特措法に基づく自衛隊派遣の法的枠組みについては、前提とも言える国連の安全保障理事会において、前の湾岸戦争の際の国連安保理決議六七八及び六八七を引用し、イラクの決議違反を認める決議一四四一はあったものの、ついに武力行使を明示的に直接に認める決議は得られず、そもそも極めて無理な論理であったことに加えて、戦争の大義とされた大量破壊兵器は一つも見付からず、国連安保理決議を正当性の根拠として制定した同法の枠組みは土台そのものが崩れている、更に言えば、いわゆる非戦闘地域概念が虚構にすぎないとの立場から、これまで三度、衆議院においてイラク特措法を廃止する法律案を提出いたしました。

戦争の大義とされたイラクの大量破壊兵器は発見されず、イラクに対する武力行使が正当性を有しないものであったことは明確であり、米国に追随し、不正確な情報に基づきこれを支持した政府の責任は免れません。

政府は、イラク戦争を支持しましたが、明確な武力行使容認決議が出なかつたため、前の湾岸戦争時の決議六七八及び六八七を引用し、イラクの決議違反を認める決議一四四一をこじつけて根拠としており、極めて不自然で無理な論理です。

アメリカのブッシュ大統領、イギリスのブレア前首相は、既に、大量破壊兵器がなかつたことやテロ組織アルカイダとのつながりがなかつたことについて、国民に率直にその非を認めています。それにもかかわらず、我が国政府は、本年六月、これまでの活動に変更を加えることなく、再来年七月まで期限を二年延長することを強行しました。

現在派遣されている航空自衛隊の部隊は、バグダッド、エルビル等への輸送を行っております。その任務の中心は、人道復興支援ではなく、いわゆる多国籍軍の後方支援と見られますが、政府はこの活動の実態をほとんど明らかにしておらず、国民に対する説明責任を十分に果たしておりません。

御承知のように、イラク国内の治安は悪化の一途をたどり、攻撃件数、米軍死者数も依然として高い水準にあります。バグダッドもいまだ予断を許さない状況にあり、そのような場所では自衛官に活動を続けさせることは危険極まりないものです。

今政府が検討すべきは、撤退のための明確な出口戦略を描くことです。サマワに駐留していたオランダを始めとして、スペイン、ニュージーランド、イタリアなど、既に十五か国がイラクでの活動を終了しました。英国も段階的兵力削減を発表し、デンマークも大幅に部隊を削減しました。米国でも、撤退を求める議論が高まっている状況にあります。

イラク人道復興支援特措法を廃止し、自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了することが必要なのであり、その上で、イラクの現状を踏まえ我が国にふさわしいイラクの復興支援活動を実施していくことが重要であります。

また、この間、全く国民に対して情報開示がされなかつたイラクにおける自衛隊の活動を総括し、シビリアンコントロールに資する観点からも、政府に対し、特措法第五条の規定に基づく国会への報告を国会の民主的統制に十分資するものとなるように行うことを義務付ける必要があります。

以上が、本法律案提案の趣旨であります。なお、今般、インド洋での海上自衛隊による給

油活動をめぐる転用問題と防衛省の隠ぺい問題、
装備品調達に係る疑惑など、民主主義下の国会に
課せられたシビリアンコントロールを揺るがす大
きな問題が発覚しています。また、自衛隊の海外
派遣を含めた我が国の国際貢献の在り方について
も国民の関心が高まっております。我々は、これ
をしっかりと受け止めて、真摯に議論を重ねること
が国民に対する我々の責務であるということを付
言させていただきます。

委員各位におかれましては、本案の趣旨につき
十分に御理解を賜り、何とぞ御審議の上、速やか
に御賛同あらんことをお願い申し上げます。

以上です。
○委員長（北澤俊美君） 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改
正）

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭
和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次の
ように改正する。

第二十五条第二項中「十万六千六百円」を「十
万八千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百
七十五」を「百分の百八十」に改める。

別表第一中

1 級
俸給月額
円
190,500
192,200
193,900
195,600
197,400
199,100
200,800
202,500
204,300
206,200
208,100
210,000
211,700
213,700
215,700
217,700
219,600
222,300
225,000
227,700
230,500
233,400
236,300
239,200
242,000
244,900
247,800
250,700

別表第二中

1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉
俸給月額
円
267,800
269,900
272,000
274,100
276,100
278,100
280,100
282,100
284,200
286,000
287,800
289,600
291,500
293,600
295,700
297,800
300,000
302,300
304,600
306,900
309,200
311,500
313,800
316,100
318,400
320,700
323,000
325,300
327,600
330,000
332,400
334,800
337,200
339,600
342,000
344,400
346,800
349,200
351,600
354,000
356,400
358,800
361,200
363,600
366,000
368,400
370,800
373,200
375,600
378,000
380,400
382,800
385,200
387,600
390,000
392,400
394,800
397,200
399,600
402,000
404,400
406,800
409,200
411,600
414,000
416,400
418,800
421,200
423,600
426,000
428,400
430,800
433,200
435,600
438,000
440,400
442,800
445,200
447,600
450,000
452,400
454,800
457,200
459,600
462,000
464,400
466,800
469,200
471,600
474,000
476,400
478,800
481,200
483,600
486,000
488,400
490,800
493,200
495,600
498,000
500,400
502,800
505,200
507,600
510,000
512,400
514,800
517,200
519,600
522,000
524,400
526,800
529,200
531,600
534,000
536,400
538,800
541,200
543,600
546,000
548,400
550,800
553,200
555,600
558,000
560,400
562,800
565,200
567,600
570,000
572,400
574,800
577,200
579,600
582,000
584,400
586,800
589,200
591,600
594,000
596,400
598,800
601,200
603,600
606,000
608,400
610,800
613,200
615,600
618,000
620,400
622,800
625,200
627,600
630,000
632,400
634,800
637,200
639,600
642,000
644,400
646,800
649,200
651,600
654,000
656,400
658,800
661,200
663,600
666,000
668,400
670,800
673,200
675,600
678,000
680,400
682,800
685,200
687,600
690,000
692,400
694,800
697,200
699,600
702,000
704,400
706,800
709,200
711,600
714,000
716,400
718,800
721,200
723,600
726,000
728,400
730,800
733,200
735,600
738,000
740,400
742,800
745,200
747,600
750,000
752,400
754,800
757,200
759,600
762,000
764,400
766,800
769,200
771,600
774,000
776,400
778,800
781,200
783,600
786,000
788,400
790,800
793,200
795,600
798,000
800,400
802,800
805,200
807,600
810,000
812,400
814,800
817,200
819,600
822,000
824,400
826,800
829,200
831,600
834,000
836,400
838,800
841,200
843,600
846,000
848,400
850,800
853,200
855,600
858,000
860,400
862,800
865,200
867,600
870,000
872,400
874,800
877,200
879,600
882,000
884,400
886,800
889,200
891,600
894,000
896,400
898,800
901,200
903,600
906,000
908,400
910,800
913,200
915,600
918,000
920,400
922,800
925,200
927,600
930,000
932,400
934,800
937,200
939,600
942,000
944,400
946,800
949,200
951,600
954,000
956,400
958,800
961,200
963,600
966,000
968,400
970,800
973,200
975,600
978,000
980,400
982,800
985,200
987,600
990,000
992,400
994,800
997,200
999,600
1,002,000
1,004,400
1,006,800
1,009,200
1,011,600
1,014,000
1,016,400
1,018,800
1,021,200
1,023,600
1,026,000
1,028,400
1,030,800
1,033,200
1,035,600
1,038,000
1,040,400
1,042,800
1,045,200
1,047,600
1,050,000
1,052,400
1,054,800
1,057,200
1,059,600
1,062,000
1,064,400
1,066,800
1,069,200
1,071,600
1,074,000
1,076,400
1,078,800
1,081,200
1,083,600
1,086,000
1,088,400
1,090,800
1,093,200
1,095,600
1,098,000
1,100,400
1,102,800
1,105,200
1,107,600
1,110,000
1,112,400
1,114,800
1,117,200
1,119,600
1,122,000
1,124,400
1,126,800
1,129,200
1,131,600
1,134,000
1,136,400
1,138,800
1,141,200
1,143,600
1,146,000
1,148,400
1,150,800
1,153,200
1,155,600
1,158,000
1,160,400
1,162,800
1,165,200
1,167,600
1,170,000
1,172,400
1,174,800
1,177,200
1,179,600
1,182,000
1,184,400
1,186,800
1,189,200
1,191,600
1,194,000
1,196,400
1,198,800
1,201,200
1,203,600
1,206,000
1,208,400
1,210,800
1,213,200
1,215,600
1,218,000
1,220,400
1,222,800
1,225,200
1,227,600
1,230,000
1,232,400
1,234,800
1,237,200
1,239,600
1,242,000
1,244,400
1,246,800
1,249,200
1,251,600
1,254,000
1,256,400
1,258,800
1,261,200
1,263,600
1,266,000
1,268,400
1,270,800
1,273,200
1,275,600
1,278,000
1,280,400
1,282,800
1,285,200
1,287,600
1,290,000
1,292,400
1,294,800
1,297,200
1,299,600
1,302,000
1,304,400
1,306,800
1,309,200
1,311,600
1,314,000
1,316,400
1,318,800
1,321,200
1,323,600
1,326,000
1,328,400
1,330,800
1,333,200
1,335,600
1,338,000
1,340,400
1,342,800
1,345,200
1,347,600
1,350,000
1,352,400
1,354,800
1,357,200
1,359,600
1,362,000
1,364,400
1,366,800
1,369,200
1,371,600
1,374,000
1,376,400
1,378,800
1,381,200
1,383,600
1,386,000
1,388,400
1,390,800
1,393,200
1,395,600
1,398,000
1,400,400
1,402,800
1,405,200
1,407,600
1,410,000
1,412,400
1,414,800
1,417,200
1,419,600
1,422,000
1,424,400
1,426,800
1,429,200
1,431,600
1,434,000
1,436,400
1,438,800
1,441,200
1,443,600
1,446,000
1,448,400
1,450,800
1,453,200
1,455,600
1,458,000
1,460,400
1,462,800
1,465,200
1,467,600
1,470,000
1,472,400
1,474,800
1,477,200
1,479,600
1,482,000
1,484,400
1,486,800
1,489,200
1,491,600
1,494,000
1,496,400
1,498,800
1,501,200
1,503,600
1,506,000
1,508,400
1,510,800
1,513,200
1,515,600
1,518,000
1,520,400
1,522,800
1,525,200
1,527,600
1,530,000
1,532,400
1,534,800
1,537,200
1,539,600
1,542,000
1,544,400
1,546,800
1,549,200
1,551,600
1,554,000
1,556,400
1,558,800
1,561,200
1,563,600
1,566,000
1,568,400
1,570,800
1,573,200
1,575,600
1,578,000
1,580,400
1,582,800
1,585,200
1,587,600
1,590,000
1,592,400
1,594,800
1,597,200
1,599,600
1,602,000
1,604,400
1,606,800
1,609,200
1,611,600
1,614,000
1,616,400
1,618,800
1,621,200
1,623,600
1,626,000
1,628,400
1,630,800
1,633,200
1,635,600
1,638,000
1,640,400
1,642,800
1,645,200
1,647,600
1,650,000
1,652,400
1,654,800
1,657,200
1,659,600
1,662,000
1,664,400
1,666,800
1,669,200
1,671,600
1,674,000
1,676,400
1,678,800
1,681,200
1,683,600
1,686,000
1,688,400
1,690,800
1,693,200
1,695,600
1,698,000
1,700,400
1,702,800
1,705,200
1,707,600
1,710,000
1,712,400
1,714,800
1,717,200
1,719,600
1,722,000
1,724,400
1,726,800
1,729,200
1,731,600
1,734,000
1,736,400
1,738,800
1,741,200
1,743,600
1,746,000
1,748,400
1,750,800
1,753,200
1,755,600
1,758,000
1,760,400
1,762,800
1,765,200
1,767,600
1,770,000
1,772,400
1,774,800
1,777,200
1,779,600
1,782,000
1,784,400
1,786,800
1,789,200
1,791,600
1,794,000
1,796,400
1,798,800
1,80

271,600	206,900	289,500	
273,100	209,500	291,300	
274,600			
	249,100		
	250,700		
	212,200		
276,200	214,300		
277,700	216,400		
279,200	218,500		
280,700			
	220,700		
282,300	222,700		
284,000	224,700		
285,700	226,700		
287,400			
	228,600		
	230,500		
	232,400		
	234,300		
	236,300		
	238,300		
	240,300		
	242,300		
	244,100		
	246,000		
	247,900		
	249,800		
172,100	251,500		
174,000	253,100		
175,900	254,700		
177,800	256,300		
	257,800		
179,600	259,400		
181,500	261,000		
183,400	262,600		
185,300	264,200		
	265,700		
187,300	267,200		
189,600	268,700		
191,900	270,100		
194,200			
	271,900		
196,400	273,500		
198,900	275,100		
201,400	276,700		
203,900	278,300		
	279,800		
206,200	281,400		
208,200	283,000		
210,200	284,600		
	286,000		
	287,700		

に、

3等陸曹
3等海曹
3等空曹

俸給月額

円

187,300

190,300

193,300

196,300

199,300

201,900

204,500

207,100

209,700

211,800

213,900

216,000

218,200

220,200

222,200

224,200

226,100

228,000

229,900

231,800

233,800

235,800

237,800

239,800

241,600

243,500

245,400

247,300

を

3等陸曹
3等海曹
3等空曹

俸給月額

円

189,600

192,600

195,600

198,600

201,700

204,300

227,900	251,400	284,700	284,300	278,500	278,300
	253,000				
230,100	254,600	286,200	285,800	280,000	279,800
232,000	256,200	287,800	287,400	281,600	281,400
233,900		289,400	289,000	283,200	283,000
235,800	257,900	291,000	290,600	284,800	284,600
	259,700				
237,800	261,500	292,600	292,000	286,200	286,000
239,800	263,300	294,400	293,800	288,000	287,800
241,800		296,200	295,600	289,800	289,600
243,800	265,100	298,100	297,400	291,600	291,400
	266,800				
245,800	268,500				
247,800	270,200				
249,800					
251,800	272,000				
	273,700				
253,800	275,400				
255,400	277,100				
257,000					
258,600	278,800				
	280,500				
260,300	282,200				
262,000	283,900				
263,700					
265,400	285,400				
	287,300				
267,100	289,200				
268,700	291,100				
270,300					
271,900					
	を				
273,500	2等陸曹				
275,100	2等海曹				
276,700	2等空曹				
278,300	俸給月額				
	円				
	212,700				
279,800	214,900				
281,400	217,100				
283,000	219,300				
284,600					
	221,300				
286,000	223,500				
287,700	225,700				

同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、休職等の日が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項本文の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数をその者の勤続期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

第二十八條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない日（以下「休職等の日」という。）が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項各号の規定にかかわらず、当該各号に定める日数から、当該日数に当該休職等の日の二分の一（第三号に掲げる育児休業による休職等の日のうち当該育児休業に係る子が一歳に達した日までの間のものにあつては、三分の一。第四項及び第七項において同じ。）に相当する日数を当該任用期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。第四項及び第七項において同じ。）を減じた日数とする。

一 自衛隊法第四十三條の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）

二 自衛隊法第四十六條第一項の規定による停職

三 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七條第一項において準用する同法第三條第一項の規定による育児休業

第二十八條の二第三項中「同条第十項各号」を「同条第十三項各号」に改める。

第二十八條の四中「第二十八條第二項ただし書、第六項第二号」を「第二十八條第三項ただし書、第九項第二号」に、「第九項第一号」を「第十

二項第一号」に改める。

第三條 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「及び別表第十」を「別表第十及び別表第十一」に改める。

第四條の二第一項中「及び別表第五」を「別表第五」に改め、「別表第八まで」の下に「及び別表第十」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五條第一項第三号中「別表第十」を「別表第十一」に、「若しくは別表第五」を「別表第五」に改め、「別表第八まで」の下に「若しくは別表第十」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六條、第六條の二第二項及び第七條第二項中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

第十四條第一項中「事務官等」には初任給調整手当の下に、「専門スタッフ職調整手当」を加え、同条第二項中「第十條の三」の下に、「第十條の四」を加える。

第二十二條の二第二項中「職員」の下に「及び一般職給与別表第十の適用を受ける職員」でその職務の級が二級以上であるものを加え、同条第三項及び第四項中「初任給調整手当」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

第二十五條第三項中「俸給」の下に、「専門スタッフ職調整手当」を加え、「広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する」に改める。

第二十七條第二項中「事務官等」にあつては俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

附則

（施行期日等）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條並びに附則第五條及び第九條の規定
平成二十年一月一日

二 第三條並びに附則第七條、第八條及び第十條の規定
平成二十年四月一日

2 第一條の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十五條第三項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の同法（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

第二條 平成十九年四月一日からこの法律の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、第一條の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、防衛省令で定める職員、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、防衛省令で定める。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号俸の調整）

第三條 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四條 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

（退職手当の計算方法に関する経過措置）

第五條 任用期間を定めて任用された自衛官が、附則第一條第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）前に自衛隊法昭和二十九年法律第六十五号（第四十三條の規定による休職若しくは同法第四十六條第一項の規定による停職にされ、又は国家公務員の育児休業等に関する法律平成三年法律第九十九号（第二十七條第一項において準用する同法第三條第一項の規定による育児休業（一部施行日以後に同法第四條の規定により育児休業の期間を延長した場合においては当該延長した期間を除く。）をし、これらの期間の終了の日が一部施行日以後となる当該自衛官の退職手当の計算の基礎となるこれらの期間の日数計算については、第二條の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。）（政令への委任）

第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第七條 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 給与法第四條第一項の規定により一般職給与別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける自衛隊員

第二條第三項第一号中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第八條 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第十五条第一項第三号二中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)」を「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)」に、「第二十八条第二項ただし書 第六項第二号及び第三号並びに第九項」を「第二十八条第三項ただし書(同条第六項後段において準用する場合を含む)」、第九項第二号及び第三号並びに第十二項」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「別表第十、特定任期付職員等俸給表又は」を「別表第十一、特定任期付職員等俸給表」に改め、「別表第三まで」の下に「又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第二条の規定による改正前の一般職給与法別表第十」を加える。

平成十九年十一月二十八日印刷

平成十九年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A